

入院中の患者の他医療機関受診に関する診療情報提供書

(依頼先医療機関名)

科 担当医 殿

平成 年 月 日

入院医療機関の名称

所在地

電話番号

医師氏名

印

前略 当院入院中の下記の患者さんにつきまして、貴医療機関での受診の必要が発生しました。診療情報を提供させていただきますので、ご診察をお願いいたします。
 なお、不明な点につきましては、当院医事課までご連絡をお願いいたします。

入院患者氏名		性別	男・女
入院患者住所			
電話番号			
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 (歳)		
入院診療科	科		
算定入院料			
入院病棟	1. 入院基本料等又は特定入院料等算定病棟 2. DPC 算定病棟		

傷病名	
依頼目的	
既往歴及び家族歴	
症状経過及び検査結果	
治療経過	
現在の処方	
備考	

紹介患者さんの点数算定範囲のご案内

4月診療報酬改定で、入院病棟の種別に応じて貴院での診療報酬算定範囲等が下記の取り扱いとなっておりますので、ご承知ください。

入院料区分	入院基本料等	特定入院料等	DPC 算定病棟
貴院で算定できる点数	初診料、再診料、外来診療料、短期滞在手術基本料1、診療情報提供料I（特別の関係を除く）、専門的な診療に特有な薬剤を用いた受診日の投薬・注射、検査、画像診断、言語聴覚療法に係る脳血管疾患等リハビリテーション、精神科専門療法、処置、手術、麻酔、放射線治療、病理診断 ※保険請求にあたっては、レセプトの摘要欄に「入院医療機関名」「患者の算定する入院料」「受診した理由」「貴院の診療科」「他（受診日数：〇日）」を記載下さい。		なし（患者負担も含めて合議により、DPC算定病院に請求する）
貴院では算定できない点数	短期滞在手術基本料2及び3、医学管理等（診療情報提供料は除く）、在宅医療、投薬・注射（当該専門的な診療に特有な薬剤を用いた受診日の投薬又は注射に係る費用を除き、処方料、処方せん料及び外来化学療法加算を含む）、リハビリテーション（言語聴覚療法に係る疾患別リハビリテーション料を除く）		全ての点数（患者負担も含めて合議により、DPC算定病院に請求する）

注1) 診療を行った結果について診療情報提供書（別紙様式11）により報告をいただければ貴院にて診療情報提供料（I）が算定できます。

注2) 4月30日の厚生労働省事務連絡において、次のQ&Aの回答示されています。

<p>処方箋は、原則として、入院中の医療機関が行うが、薬事法上の取扱い等において処方を行う医療機関が限定されている医薬品等、専門的な医師の診療の下で処方することが必要な薬剤については、当該他医療機関にて処方するか、他医療機関の処方せんに基づき薬局で調剤を行うものとする。この場合において、他医療機関又は薬局が処方又は調剤した薬剤に係る費用については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤料については、入院中の医療機関が請求を行うこととし、その上で、入院中の医療機関は他医療機関又は薬局に対して合議でとりきめた費用を支払うこと。なお、患者の一部負担金について、入院中の医療機関において精算することとし、他医療機関又は薬局において患者から徴収しないように留意すること。 ・ 他医療機関における処方料又は処方せん料や薬局における調剤技術料については、それぞれ他医療機関又は薬局において請求すること。 <p>なお、入院中の医療機関において薬剤料の請求を行う場合には、診療報酬明細書において、他医療機関又は薬局で処方又は調剤された薬剤の最後に「㊤」と記載すること。また、他医療機関において処方料や処方せん料の請求を行う場合や薬局において調剤技術料の請求を行う場合には、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の摘要欄にその投薬内容について記載すること。</p>

注3) 他医療機関受診の取扱は、現在中医協で論議されており、6月下旬から7月上旬にかけて取扱いが変更になる可能性が有ります。取扱いに変更があった場合は、下記ホームページに掲載されます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken12/index.html>